



旧優生保護法被害に関する電話相談

旧優生保護法は、1996年まで存在していた法律です。

かつて日本においては、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、旧優生保護法に基づき、障がいのある方などに対し、本人の意思に反する不妊手術などが行われていました。

そして、平成30年1月30日、旧優生保護法のもとで強制不妊手術を受けた被害者の方が、国に対する補償を求めて裁判を提起しました。

こうした動きをきっかけとして、これまで被害を訴えることのできなかつた方々の声を聞くために、弁護士による電話相談を行うこととなりました。旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶を受けた方、そのご家族、ご友人の方など、どなたでもご相談ください。

日 時：平成30年3月30日（金） 10:00 - 17:00

電 話：0120 - 990 - 858

F A X：075 - 241 - 1661

料 金：無料

担 当：弁護士 民谷 涉 他